

○ 公益法人等関係事務処理要領の制定について

平成26年3月5日務甲達第12号
石川県警察本部長から部課署長宛て

一部改正 平成30年12月26日務甲達第106号

別添

公益法人等関係事務処理要領

1 目的

この要領は、石川県警察本部長が補助執行する公益法人等に関する事務の適切かつ円滑な遂行を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領に定める用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 公益法人

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に規定する公益法人をいう。

(2) 移行法人

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第123条第1項に規定する移行法人をいう。

(3) 公益法人等

公益法人及び移行法人をいう。

3 法的根拠

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づく石川県知事と石川県公安委員会との協議により、公安委員会の所掌事務に関連する事項を事業の目的とする公益法人等に関する事務については、石川県警察本部長が補助執行する。

4 事務処理体制

(1) 公益法人等に関する事務は、各法人が行う事業と最も密接な関係を有する所属(以下「所管課」という。)が行うものとする。

(2) 所管課は、石川県総務部総務課(以下「県総務課」という。)と密接に連絡をとり、適切な事務処理に努めるものとする。

- (3) 警務部警務課は、所管課と県総務課との間の総合的な連絡調整を行うものとする。

5 所管課における事務処理等について

- (1) 事務手続及び決裁区分の基準

別表のとおり

- (2) 監督事務の基本

ア 公益法人

法令の要件に基づき、事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、適正かつ効果的に行うものとする。

イ 移行法人

公益目的支出計画の履行を確保するために必要な範囲において行うものとする。

- (3) 立入検査

石川県の「新公益法人等立入検査実施要領」に従い行うものとする。

6 文書の管理

公益法人等に関する事務において作成した文書及び公益法人等から提出を受けた文書については、所管課において保管・管理するものとする。

7 その他

所管課及び警務部警務課は、事務を行う上で疑義が生じた場合は、速やかに県総務課と協議を行い、適切な事務処理に努めることとする。

附 則

この要領は、平成26年3月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年12月26日から施行する。

別表（略）